

学校施設有効活用事業への予約システム等の導入に関する
サウンディング型市場調査

実施要領

令和5(2023)年6月

川崎市 教育委員会事務局
生涯学習部 地域教育推進課

1 調査の背景・目的

本市では、校庭、体育館及び特別教室等の学校施設を、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で開放する「学校施設有効活用事業（以下「本事業」と言います。）」を昭和39(1964)年度から行っています。

令和元(2019)年度からは、本事業における開放施設である特別教室等が校庭や体育館に比べて利用頻度が低いという状況をきっかけとして、空いている特別教室等を市民がさらに活用できるための「Kawasaki 教室シェアリング」の取組を進めており、その中の取組の一つとして、令和4年度から一部の市立学校において予約システム及び予約システムと連動したスマートロック（以下「予約システム等」と言います。）を試行的に導入する「学校施設のさらなる有効活用に向けた新たな施設管理の実証実験（以下「実証実験」と言います。）」を実施しているところです。

令和5(2023)年度においては、実証実験の対象校をさらに拡大して実施するとともに、本事業における今後の取組の方向性を明らかにするための「(仮称)川崎市学校施設の有効活用に向けた基本方針」の策定や、令和6(2024)年度以降の本事業への予約システム等の導入に向けた検討を進めていく予定です。

今回実施する「学校施設有効活用事業への予約システム等の導入に関するサウンディング型市場調査（以下「本調査」と言います。）」では、これまでの本市における取組等を踏まえ、本事業への予約システム等導入の可能性等を調査するために、具体的な予約システム等の機能や導入スキーム、導入に伴う概算経費、稼働までに要する期間、運用のサポート体制等について、民間事業者との対話を行い、この取りまとめ内容を今後の具体的な公募条件等の整理に活かすことを目的としています。

2 調査を求める事業の概要

本事業に関する資料等が掲載されているホームページは、次のとおりです。

- (1) 小学校・中学校・特別支援学校開放施設一覧

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/10-4-1-2-0-0-0-0-0-0.html>

- (2) 本事業実施の手引き等

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000061807.html>

- (3) 校庭夜間の利用について

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/10-4-1-3-0-0-0-0-0-0.html>

- (4) 実証実験について

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000143080.html>

3 調査の方法及び内容等

(1) 調査の方法

民間事業者のアイデアやノウハウ等の保護を図るため、調査は非公開による個別対話にて実施します。調査は、原則として教育委員会事務局地域教育推進課の職員が対応いたします。

(2) 調査の内容

将来的な本事業への予約システム等の導入に向けて、来年度以降に事業者公募を実施する予定で検討を進めているところですが、その際の公募条件等として本市が定めることとなる次の項目等について、本事業の現状や、実証実験の実施状況等を踏まえた上で、民間事業者の皆様のご意見等をお聞かせください。

- ① 予約システムの具体的な機能及び運用方法
- ② スマートロックの具体的な機能及び運用方法
- ③ 予約システム等の導入スキーム（調達方法、費用負担、運用期間等）
- ④ 予約システム等の導入に伴う概算経費
- ⑤ 予約システム等の稼働までに要する期間
- ⑥ 本市、学校、利用者等に対するサポート体制
- ⑦ その他関連すること

(3) 調査の対象者

今後、本事業へ予約システム等を本格的に導入することとなった際の事業者公募に対して、実施主体として参画する意向のある法人格を持つ民間事業者（NPO 法人その他の団体を含む）またはそのグループを対象とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
- ⑤ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者

4 調査スケジュール

内容	期日等
実施要領の公表	6月6日（火）
事業者向け説明会の参加申込期限	6月20日（火）17時まで
事業者向け説明会の開催	6月22日（木）15時から
個別対話の参加申込期限	7月5日（水）17時まで
個別対話の実施日時及び場所の連絡	7月7日（金）まで
説明資料の送付期限	個別対話実施日の2日前（閉庁日除く）
個別対話実施期間	7月10日（月）から7月28日（金）まで
実施結果概要の公表	8月下旬

5 事業者向け説明会

個別対話への参加を検討される民間事業者に向けて、本事業等に関する説明会を次のとおり開催します。なお、会場となる高津小学校は、実証実験実施校の1つです。

(1) 日時

令和5(2023)年6月22日（木）15時から

(2) 場所

川崎市立高津小学校 特別活動室（川崎市高津区溝口4-19-1）

(3) 参加申込方法

令和5(2023)年6月20日（火）17時までに、下記URL先の説明会参加申込フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

URL：<https://logoform.jp/form/FUQz/281554>

(4) その他

- ① 参加者については、1事業者あたり3名まででお願いします。
- ② 所要時間は、質疑及び現地視察を含めて1時間半を予定しています。
- ③ 説明会に不参加であっても、個別対話への参加は可能です。
- ④ 当日の主な質疑の内容等は、市のホームページで後日公表します。
- ⑤ 当日は、異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、参加者の名簿（企業・団体名、担当者氏名及び連絡先）を配布する予定です。名簿への掲載可否については、参加申込時に選択していただけます。

6 個別対話の実施

(1) 実施期間

令和 5(2023)年 7 月 10 日 (月) から同年同月 28 日 (金) まで

具体的な対話の日時及び場所については、参加申込時にいただいた希望日時等を踏まえ、令和 5(2023)年 7 月 7 日 (金) までにご担当者宛てに連絡の上、調整いたします。

(2) 所要時間

約 1 時間 (対話の内容によっては超過する場合があります。)

(3) 場所

川崎駅周辺の本市所管会議室

(4) 参加申込方法

令和 5(2023)年 7 月 5 日 (水) 17 時までに、下記 URL 先の個別対話参加申込フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

URL : <https://logoform.jp/form/FUQz/281587>

(5) 資料の事前提出

- ① 当日の説明等に使用する資料がある場合は、個別対話実施日の 2 日前 (閉庁日を除く。) 17 時までに、問い合わせ先のメールアドレス宛て送付してください (様式任意、原則 PDF データ)。
- ② 容量が大きい場合は、オンラインストレージのアップロード先を案内しますので、事前にご連絡ください。
- ③ セキュリティポリシー等の事情で、紙資料の当日持参を希望される場合は、事前にご連絡ください。

(6) その他

予約システムのデモ画面操作やスマートロックの実演など、説明等の補助機材として、本市にパソコンやモニター等の手配を希望される場合は、事前にご相談ください。

7 対話内容の公表等

いただいたご意見等については、概要として取りまとめの上、令和 5(2023)年 8 月下旬に市のホームページで公表しますが、参加者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、公表内容は事前に参加者への確認を行います。

なお、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示請求があった場合は、参加者に事前に連絡の上、同条例に定める範囲において、公開する場合があります。

8 対話実施後の本事業の実施スケジュール

現段階で想定している本事業の実施スケジュールは次のとおりです。

なお、スケジュールはあくまで想定であり、決定されたものではありませんので、今後検討を進めていく中で、スケジュールの変更を行う可能性があります。

- 基本方針（案）の公表：令和5(2023)年11月頃
- 基本方針の策定：令和6(2024)年2月頃
- 事業者公募の実施：令和6(2024)年度以降

9 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

- ① 本調査への参加実績は、令和6(2024)年度以降に予定している事業者公募の際の参加資格、及び評価対象になるものではありません。
- ② 本市及び参加者ともに、個別対話時の発言内容等については、その時点での想定によるものとし、公募条件等への反映について、何ら約束するものではありません。
- ③ 今後公募条件等を整理していく予定ですが、本調査においていただいたご意見等が公募条件等に反映された場合においても、その参加者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

本調査の参加に要する費用は参加者の負担とします。

なお、本市による参加者に対する費用の徴収や対価の支払はありません。

(3) 追加調査等

必要に応じ、追加での個別対話（書面による照会を含む。）やアンケート等を行う場合がありますので、可能な限りご協力をお願いします。

(4) 個別に提供する資料等の取扱いについて

本調査の参加者に対し個別に資料等を提供した場合、当該資料は本調査の目的のためにのみ提供を受けるものとして、秘密として保持すべき守秘義務対象資料とします。なお、本調査への参加申込をもって、以下の事項について承諾したものとみなします。

- ① 第三者への開示の禁止（本調査の目的を達成するために必要な範囲及び方法で、参加者と守秘義務契約を締結した者等へ開示する場合を除く。）
- ② 善良な管理者としての情報管理の徹底
- ③ 参加者から情報が漏えいした場合の市又は第三者への損害の補償

10 問い合わせ先

川崎市 教育委員会事務局 生涯学習部 地域教育推進課 永田・鍵山

住所：〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

電話：044-200-3309 メール：88chiiki@city.kawasaki.jp